

■令和7年度 **高齢者新型コロナワクチン接種**（定期接種）

- (1) 接種対象者：満65歳以上の明石市民・満60歳以上65歳未満の明石市民で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳1級相当の方（身体障害者手帳の写し又は医師の診断書が必要）
- (2) 接種期間：**和7年10月1日～令和8年1月31日**
- (3) 接種費用（期間中1回限り）：**11,000円**（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は下記無料証明書類を接種医療機関へ提出することで無料）

市民税非課税世帯または生活保護受給世帯で無料となる場合の証明書類

次のいずれかの証明書を医療機関に提示することで、無料で接種することができます。

接種後の返金はできませんので、必ず 接種当日に証明書を提出ください。

① **令和7年度 介護保険料額決定通知書（1～3段階）** ※再発行不可

- ・7月中旬に明石市から緑色の封筒で自宅に送付された書類
- ・令和7年度の介護保険料段階が1～3段階の方に限り有効

② 生活保護受給証明書

・接種前に担当ケースワーカーへ申し込みしてください（接種日より3か月以内発行のみ有効）

③ **明石市新型コロナワクチン接種費用にかかる免除決定通知書**

・接種日の2週間以上前に明石市ホームページの「WEBフォーム」または保健予防課へ
「電話（078-918-5668）」にて申請

(4) 予防接種健康被害救済制度

予防接種により健康被害（入院相当以上の治療を必要とする程度）が生じた場合、当該予防接種が原因であると厚生労働大臣に認定されると、予防接種法による救済制度が適用され、医療費、医療手当、障害年金、遺族一時金、葬祭料など法律で定められた金額が支給されます。

詳細はこちら（予防接種健康被害救済制度）※明石市の認定状況も掲載

予防接種と健康被害との因果関係を審査した国の審査会での認定状況はこちら（厚生労働省HP／予防接種健康被害救済制度について）

ワクチン接種費用等で 不明な点は 下記にお尋ねください。

総務課 藤井課長・宇野主任 内線100・101

相談課 木口副施設長 内線110 坂本副主任 223

〔面会〕

《面会 & 外出》



16時15分～17時の時間帯で事前予約なし可能。

場所も1階ではなく 入所フロアで可能 です。

※ 人数制限や回数制限もなくなりました。

面会時は 事務所前で検温後 面会簿に記載をお願いします。

但し フロアに上がる際 マスクが必要です。